

資料3 社会福祉法人(社会福祉協議会も含む)が所有する自動車に係る減免

1 減免の対象となる自動車

次のいずれかに該当する自動車は減免の対象となります。

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が所有し、裏面【表1】の事業の用に供する自動車
- (2) 社会福祉法第109条又は第110条に規定する社会福祉協議会が所有し、その本来の事業の用に供する自動車

※リース車は対象とはなりません。
 ※法人使用又は「事業用」の場合は、事業実施に必要な施設設置許可又は事業所の指定等を受けていることが必要です。

2 申請期限

	申請期限	減免できる税目
新規登録による取得 (新車・中古車新規登録)	登録の日	種別割 環境性能割
移転登録による取得 (名義変更)		種別割 ^{※1} 環境性能割
従来から所有している自動車	納期限まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日～5月31日まで ※5月31日が土・日曜日の場合は翌開庁日まで	種別割

※1:前納税義務者が非課税団体の場合に限る。

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。
 ※毎年度申請が必要です。

※不備があると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご注意ください。(例:申請書の記入漏れ、添付書類の不足)

減免申請書チェックリストを配布していますので、ご活用ください。

<お願い> 減免申請台数が5台以上ある場合は、確認事務の軽減のため、申請車両一覧表(登録番号のみでも可)を減免申請書に添えて提出くださいますようご協力お願いします。

3 申請に必要な書類

提出書類	説明
自動車税種別割減免申請書 (その1)	
自動車税環境性能割減免申請書 (その4)	環境性能割が課税される場合のみ、申請できます。
定款の写し	同日に複数台申請する際は1部で構いません。
自動車検査証の写し	有効期間内であること 自家用・事業用の別が【自家用】となっていること 車検証の記載内容に相違ないこと。 (旧名称、旧住所等の記載のままでは受付できません)
運行日誌の写し 等	当該自動車の運行目的・実績を証明する書類を添付してください。 新規登録の自動車については、運行計画書。 [例:1:運行日誌の場合] ・申請書提出月の直前3ヶ月間、毎月10日分のもの [例2:運行計画書の場合] ・自動車の運行目的、用途、運行スケジュール、乗車対象者等を具体的に記入してください。(様式は自由です)

【表1】減免対象事業

■ 第一種社会福祉事業

以下の施設を経営する事業	設置根拠法
救護施設	生活保護法
更生施設	
その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業	
生計困難者に対して助葬を行う事業	
乳児院	児童福祉法
母子生活支援施設	
児童養護施設	
障害児入所施設	
児童心理治療施設	
児童自立支援施設	
養護老人ホーム	老人福祉法
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
障害者支援施設	障害者総合支援法
授産施設	

■ 第二種社会福祉事業

以下の事業の実施又は施設を営むもの	設置根拠法	
障害児通所支援事業	児童福祉法	
障害児相談支援事業		
母子家庭等日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
寡婦日常生活支援事業		
母子・父子福祉施設を経営する事業		
老人居宅介護等事業	老人福祉法	
老人デイサービス事業		
老人短期入所事業		
小規模多機能型居宅介護事業		
認知症対応型老人共同生活援助事業		
複合型サービス福祉事業		
老人デイサービスセンターを営む事業		
老人短期入所施設を営む事業		
老人福祉センターを営む事業		
老人介護支援センターを営む事業		
障害福祉サービス事業		障害者総合支援法
一般相談支援事業		
特定相談支援事業		
移動支援事業		
地域活動支援センターを営む事業		
福祉ホームを営む事業	身体障害者福祉法	
身体障害者の更生相談に応ずる事業		
知的障害者の更生相談に応ずる事業	知的障害者福祉法	

～手続きのお問い合わせ先～

〒901-2134 浦添市港川500番地の10

沖縄県自動車税事務所 課税班

(TEL)098-879-1627 (FAX)098-879-1630

〔社会福祉法人／社協(裏面)〕

自動車税(種別割)減免申請書(その1)

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住所

氏名

印

TEL

()

下記のとおり、沖縄県税条例第146条第1項の規定により自動車税種別割の課税を免除されるよう申請します。

登録番号		種類	
定置場		事業名	
所有者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
現に使用する者			
自動車の使用目的および用途			
備考			

* 添付書類

1. 自動車の運行実績を証明する書類(運行日誌過去3ヶ月分)の写し(新規登録の場合は、運行計画書の写しの写し)
2. 社会福祉法人または社会福祉協議会の定款の写し
3. 自動車検査証の写し

(注) 所有者と現に使用する者が異なる場合には、現に使用する者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記入すること。

自動車税(環境性能割)減免申請書(その4)

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住所

氏名

㊞

電話番号

()

次のとおり自動車税環境性能割の免除の申請をします。

登録番号		種類	
定置場		事業名	
所有者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
現に使用する者			
自動車の使用目的および用途			
備考			

- (注) 1 この様式は、自動車税環境性能割について沖縄県税条例第139条の12第3項の規定(同条第1項第4号又は第5号該当)により、免除の申請をする場合に用いる。
- 2 社会福祉法人又は社会福祉協議会の定款の写しを添付してください。
- 3 所有者と現に使用する者が異なる場合には、現に使用する者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記入してください。
- 4 この様式は、軽自動車税環境性能割について減免の申請をする場合に準用する。この場合において、「自動車税(環境性能割)減免申請書」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)減免申請書」と、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「自動車」とあるのは「軽自動車」と読み替えるものとする。